

処 分 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項
処 分 の 概 要：車両の使用制限命令
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準：使用制限の期間の基本量定については、当該車両の使用者の前歴の回数、基準日前6月以内に受けた当該車両が原因となった放置違反金の納付命令の回数及び当該車両の種類に応じ、別紙に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。 なお、処分を決定する場合において、必要と認められるときは、道路交通法施行令第26条の8に定める期間の範囲内で、次により、処分期間を加重若しくは軽減又は免除することができるものとする。 1 処分期間の加重 車両の使用（「車両（随伴用自動車を除く。）の使用である自動車運転代行業者」をいう。以下同じ。）が運転者に対して下命・容認若しくはこれに準じる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で、処分期間を加重することができる。 2 処分期間の軽減 次のいずれかに該当する場合で、車両の使用者の運行管理の改善が期待できるときは、処分期間の2分の1を超えない範囲内で、当該処分期間を軽減することができる。 (1) 処分により公共輸送力の確保に著しい影響が生じるおそれがあると認められる場合 (2) 前歴及び免除歴がなく、かつ、車両の使用者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動等に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合 (3) その他情状酌量すべき事情があると認められる場合 3 処分の免除 次に掲げる事項のすべてに該当する場合は、当該処分を免除することができる。 (1) 前歴及び免除歴がない場合 (2) 基準日前6月以内に受けた納付命令の回数が3回以内で、かつ、処分を決定しようとする時点において、すべての納付命令に係る放置違反金が支払われている場合 (3) 具体的な再発防止策を提示するなど放置駐車違反を防止するための運行管理が十分に期待できる場合
問 合 せ 先：交通部交通企画課交通安全教育センター交通安全対策係（電話075-451-9111内線5053）
備 考：

別紙

処分量定の基準

前歴の回数・放置違反金の納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回以上	2回	3回	4回以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30日	40日	50日	60日	70日	80日	3月
普通自動車	20日	30日	40日	40日	50日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10日	15日	20日	20日	25日	1月	1月